

測量法施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）では、第28条第1項において、測量成果及び測量記録（以下「測量成果等」という。）の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土地理院の長に対して申請を行うべきこと、及び同条第2項において、当該交付を申請する者は、政令で定める額の手数料を納めるべきことを義務づけていた。

今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号）第3条の規定により、法第28条第1項に、何人も国土地理院の長に対し、従来の謄本又は抄本の交付に加え、次の請求をすることができることが規定された。

- ・電磁的記録をもって作成された測量成果等の事項が記載された書面を交付すること（同項第1号ロ）
- ・書面又は電磁的記録をもって作成された測量成果等の事項が記録された電磁的記録を国土交通省令で定める電磁的方法で提供すること（同項第2号）

また、法第54条において、測量士又は測量士補（以下「測量士等」という。）の登録に関する手続及び測量士等の試験に関する事項は、政令で定めることとされていたが、これについても国土交通省令への委任規定へと改められた。

これらを踏まえ、測量法施行令（昭和24年政令第322号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料の規定の改正

改正後の法第28条第1項各号に掲げる請求の区分に応じて、それぞれ手数料の額を定める。

（2）測量士等の登録及び試験に関する規定の廃止

法第54条が、国土交通省令への委任規定へと改められたため、測量士等の登録に関する手続及び試験科目その他測量士等の試験に関して必要な事項についての規定を廃止する。

（3）章名及び目次の廃止

（2）の措置に伴い、条文数が大きく減少し、章建てを維持する必要性が失われることから、各章名及び目次を廃止する。

（4）その他

その他所要の規定の適正化を行う。

3. スケジュール (予定)

閣	議	令和7年1月中旬 (予定)
公	布	令和7年1月中旬 (予定)
施	行	令和7年4月1日